

記載上の注意（運営状況報告書）

■〇年4月1日現在で記入してください。

■ 1 組織等の状況（2）市場開設年月

卸売市場法施行以前に開設されていた卸売市場にあつては、当初の開設年月日を、法施行後開設された地方卸売市場にあつては、都道府県知事が開設を許可した年月を記入してください。

■ 3 買受人の状況

買受人の会社数、人数を記入してください。また、「仲買業者」はいわゆる、出荷仲買、加工仲買等といわれている、主として他へ転売することを業務としている者としてください。なお、買受人が各区分を兼ねている場合には、最も取扱量の多い区分のみに分類してください。

■ 9 認定事項の軽微な変更の状況

当該運営状況報告書による報告をもって認定事項の軽微な変更の届出書の提出に代えることができる事項は次のとおりです。

軽微な変更（卸売市場法規則第26条）

- (1) 卸売市場の位置及び施設に関する事項（卸売市場法第13条第2項第3号）の変更のうち、当該地方卸売市場の施設の変更であつて、その全ての施設の面積の10パーセント以内を増減するもの
- (2) 卸売市場の取扱品目並びに取扱品目ごとの取扱いの数量及び金額に関する事項（卸売市場法第13条第2項第4号）
- (3) 卸売市場の業務の運営体制に関する事項（卸売市場法第13条第2項第5号）
※ 開設者の組織の人員の10パーセント以上を減少するものを除く。
- (4) 卸売市場の業務の運営に必要な資金の確保に関する事項（卸売市場法第13条第2項第6号）
- (5) 卸売市場の卸売業者に関する事項（卸売市場法第13条第2項第7号）に掲げる事項の変更
※ 卸売業者の変更を伴うもの及び当該地方卸売市場のいずれかの取扱品目について卸売業者が存在しなくなるものを除く。

(6) 卸売業者以外の取引参加者その他の関係事業者に関する事項（卸売市場法施行規則第17条第2項）

(7) 業務規程の変更

※ ①から③の変更を除く。

① 卸売市場法第13条第5項第3号イからハ

イ 開設者は、当該卸売市場の業務の運営に関し、取引参加者に対して、不当に差別的な取扱いをしないこと。

ロ 開設者は、当該卸売市場において取り扱う生鮮食料品等について、農林水産省令で定めるところにより、卸売の数量及び価格その他の農林水産省令で定める事項を公表すること。

ハ 開設者は、業務規程に定められている遵守事項（前項第2号に掲げる事項をいう。以下この項において同じ。）を取引参加者に遵守させるため、これに必要な限度において、取引参加者に対し、指導及び助言、報告及び検査、是正の求めその他の措置をとることができること。

② 卸売市場法第13条第5項第4号イ及びロ

イ 卸売業者の生鮮食料品等の品目ごとのせり売又は入札の方法、相対による取引の方法その他の売買取引の方法

ロ 取引参加者が売買取引を行う場合における支払期日、支払方法その他の決済の方法

③ 遵守事項の内容の変更を伴うもの